

# 令和5年 第5回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年5月29日（月）14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 7名

会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 3番 秋 吉 一 郎

4番 高 田 英

6番 大 野 重 利

8番 江 藤 国 子

9番 安 部 義 浩

11番 橋 本 早 人

4. 欠席委員 1番 縣 次 男

2番 二 宮 寿 徳

5番 大 津 雄 司

10番 麻 生 秀 昭

5. 議事参与が制限された委員数 2名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑤ 非農地証明の発行について

⑥ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）

⑦ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）

⑧ 農業振興地域整備計画の変更について

⑨ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主任 興梶 太希、

行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中7名の出席で会議規則第8条により総会は成立しています

ので、只今より令和5年 第5回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。  
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。  
次に、会議録署名人の1名を指名します。  
本日の会議録署名委員は、議席番号6番 大野 重利委員にお願いしたいと思います。  
宜しくをお願いします。  
次に、採決についてお諮りします。  
これから、採決します日程第1から第9までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員

異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

**■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」**  
(議案第1号 1件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事で承して頂きたいと思っております。

**■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」**  
(議案第2号～10号 9件)

議 長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、9件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案2号につきまして担当の麻生委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは事務局から説明させていただきます。

場所については、庄内駅の入り口の交差点のところに豊洋精工の新しい工場で来ているかと思うんですがその道路を挟んで反対側になります。

受人なんですが農業経験もあり農業用機械もいろいろ持っているようです。引き続き水稻の方でやっていくということで、自家消費メインでやるということで、問題はないかと思えます。

よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案3号につきまして担当の天津委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案番号3番について説明をします。

場所は旧挾間駐在所があったところの北側になります。ここは40年以上前から受人が所有している土地の一部を市道敷地として利用されているという経過がありまして、それに伴って用地交換ということになっております。

現在該当の土地のすぐ真上の田んぼを受人の弟さんが耕作されているということでこの土地も受人と弟さんで耕作を行っていくと聞いております。特段問題はないかと考えております。審議お願いいたします。

議長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案4号につきまして担当の天津委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

## 事務局

はい、説明させていただきます。

場所は下市の上の方の通りというか、公民館とかがある通りの一本上の田んぼとかが多い通りですが、その通りの通り沿いということになります。

申請地ですが現在も受人が耕作されており、受人は認定農業者でありますし今後の経営も問題ないかと思っておりますので審議よろしくをお願いします。

## 議長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案5号につきまして議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

## 4番 高田 英 委員

はい、場所はですね、川北の荒木公民館がある西側付近です。圃場整備をされた第1種農地になります。渡人は大手旅館の料理長をしまして、相続を受けてからこの土地は耕作されていない状況で管理だけはしていたということです。

同じ荒木に住む受人が耕作をしたいということで、受人は11,000㎡ほど耕作しており農機具も揃っているため特段問題はないと思っております。よろしくをお願いします。

## 議長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案6号につきまして担当の大津委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

## 事務局

はい、議案6番について説明いたします。

場所は下市の方の国道近くでデイサービスセンター明日葉というのがあるんですがその東側になります。

今回の受人がそのデイサービスセンターの経営をされていて、今後露地野菜などを作ってデイサービスセンターでの活用を考えているということでした。受人は農業経験もあるようですし、農機具も所有されております。また、今後トラクターなどを知人から譲り受ける予定があるとのことでした。耕作に関しても受人が主体となり行うのですが、デイサービスセンターの従業員さんとかも一緒になって作っていくというお話だったので今後の経営に関しても問題ないかなと思っております。審議をお願いします。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

議案7号ですが、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

議案番号7番について説明させていただきます。

場所は湯布院町川南のいよとみ旅館の西側の圃場整備田となっております。

渡人は平成30年にご主人が亡くなり相続により取得しました。ご主人が病気がちだったため相続を受ける前から渡人の義理のお兄さんである受人のお父さんが耕作をしていました。今後も渡人は農地の耕作管理ができないことから受人に贈与するということになりました。

受人は自分の経営する旅館に出すお米を作っていて農業経験もあり農機具も揃っているので特に問題ないと思います。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして議案8号について担当の麻生委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

まず場所なんです、庄内郵便局の向かい側に市営住宅がありますがその線路を挟んだ反対側になります。

今回の受人は認定農業者で経営面積は35,000㎡弱と非常に農業の経験がある方です。今回申請地ではカボス等の果樹を栽培するという計画になっているとのことです。

特段問題ないかと思えます。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案9号につきまして担当の大津委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、鬼崎の田ノ小野の変電所の北側あたりに田んぼがずら一とあるかと思うんですけど、そのあたりになります。

申請地の1519番、今登記地目は畑と書かせていただいているんですがここはあまり状況がよくないので果樹の栽培を行い、それ以外のところは米を作っていくという話でした。

受人は農業経験が非常に長くて農機具なども十分揃っております。今後の耕作について問題はないかと思えますので審議お願いいたします。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案10号について担当の麻生委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、申請の場所ですが橋爪の公民館の道路を挟んで反対のあたりになります。

受人は渡人の自宅を購入してその上下というか北側と南側に申請地があるという形になります。

申請地では露地野菜等の栽培を自家消費目的で行うという話でした。

農機具も揃えているようですし今後借りるというような計画もあるみたいなので、今後の経営に関しては問題ないかなと思っております。審議をお願いします。

議 長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」  
(議案第11号 1件)

議 長  
続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長  
議案11号について担当の天津委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
それでは説明いたします。  
資料は資料冊子の1ページから5ページまでとなっております。  
場所は挟間の中洲賀グラウンドの東側、鶴田地区の中にあります。  
申請者、渡人と受人は親子の関係でありましてお父さんの土地を使って子供さんが家を建てるという申請です。現在お父さんの宅地、実家がありましてその隣に農地が1筆残っていたのでそこに子供さんが家を建てるとのことです。お父さんの家と地続きになる形で駐車場などは共同で利用するという事です。  
第3種農地、都市計画区域の用途地域でありますので特別問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長  
それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

ちょっと聞きたいんですが、ちょっとわかりにくいんですけど配置図の中に番地の記載が無いので、進入路はどうなってるのか。682番1がお父さんの宅地なのでこの中を進入路として使うということなんですかね。

事 務 局  
そういうことです。4ページの配置図でいう下側が市道になってまして、赤枠が申請地でそれに挟まれている部分がお父さんの宅地です。進入路と駐車場についてはお父さんの土地をそのまま利用すると聞いています。

議

長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

#### ■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第12号～15号 4件)

議

長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議

長

議案12号について、担当の麻生委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事務局

では説明をします。

資料は6ページから12ページまでですが、場所としては資料の7ページがわかりやすいと思います。国道210号線を役場から湯布院方面へ行きまして、庄内建設を過ぎたところの橋を渡った先の湯布院向いて左手の農地となっております。

申請目的は営業所及び資材置場用地で、工事用品のリース会社である受人がそこに営業所を構えて、それと資材を置いて庄内営業所として営業したいということです。今回、砂利敷きで造成するという事で申請されております。

敷地の中に里道と水路が入っていますが、これについては建設課の方に使用許可を取って、払下げではなく使用許可で一体的に利用するというふうに話を伺っております。

農地区分は2種農地、国道沿いでありますのでそこについては問題は特段ないかと思っております。よろしくをお願いします。

議

長

それでは、議案12号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

転用目的の中に営業所ってあるんですが、この中に営業所ができるという話ですか。

事務局

しっかりした建物ではないんですが、資料の配置図にレンタル事務所と書いてある部分ですがいわゆるプレハブの事務所を置いて、単なる資材置場ではなく人を置いて営業所という形でやると聞いています。

4番 高田 英 委員

レンタル事務所というのは貸し出す用の事務所ではないんですね。  
そうであればトイレとかが必要になってくると思うんですがこの中にはそういったものはありませんが、排水のこととか一切ないんですけどどうなってますでしょうか。

事務局

すみません、トイレについては聞いてなかったので図面の中には無いんですけど、そこは確認をしておくということしかできないんですが、通常こういう形であれば仮設トイレを置く形が一般的だと思います。まあ、浄化槽を設置するという話は当然聞いてないので、仮に置くとしたら工事事務所に置くような仮設のトイレかなと思います。

議長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案13号について、担当の大津委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事務局

13号、資料は13ページからになっております。場所としては挾間町挾間の何松医院の北側に位置する農地となっております。1筆がかなり大きいんですが田としては2、3枚に分かれておまして、それを造成して20区画の分譲地とするような計画となっております。

都市計画用途地域内の第3種農地ですので特別問題ないかと思えます。よろしくお願ひします。

議長

それでは、議案13号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

議案14号ですが、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、担当の縣委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事務局

議案の14号、資料は20ページから25ページまでです。

場所は湯布院の秀峰館から佛山寺の方、津江の方に入りましてステンドグラス美術館のちょっと手前ぐらいとなっております。

ここはもう転用済みの追認の案件となっております、旅館田離宮の駐車場として利用されています。

追認という形ではあるんですがやむを得ないかなと考えております。よろしくお願ひします。

議長

それでは、議案13号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議長

続きまして議案15号について議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明をします。挾間町古野、古野の一番大きな交差点から東の方に上がっていったところになります。

渡人と受人は親子でして、子供さんの方に贈与するという話であります。

排水は渡人の土地を通過して古野井路に入れるということであります。

何も問題ないと思ひます。

議長

それでは、議案15号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件承認致します。

## ■日程 第5 「非農地証明についての審議」

(議案第16号～21号 6件)

議 長

続きまして、日程第5 非農地証明の発行について6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

16号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。  
質問ありませんか。  
(ありません)  
質問がない様でございますので、採決をとります。  
現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして17号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。  
質問ありませんか。  
(ありません)  
質問がない様でございますので、採決をとります。  
現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして18号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。  
質問ありませんか。  
(ありません)  
質問がない様でございますので、採決をとります。  
現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして19号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。  
質問ありませんか。  
(ありません)  
質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして20号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして21号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

## ■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第22号～36号 15件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）15件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案22号から28号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思います。ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、これらの案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案29号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案30号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案31号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案32号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案33号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案34号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案35号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(3番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長  
秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員  
面積が1町8反ぐらいあるけど今まで作った人？それとも全く新規？

事 務 局  
新規で。

9番 安部 義浩 委員  
機械とかはあるんですか。

事 務 局  
機械はあります。トラクター、コンバイン、田植え機。

9番 安部 義浩 委員  
はい、わかりました。

議 長  
他に質問ありませんか。  
(ありません。)  
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案36号は新規の案件です。  
質問はありませんか。  
(ありません。)  
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」  
(議案第37号～39号 3件)

議 長  
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)3件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議 長

議案37号ですが、私（7番 坂本 成一委員）が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

進行は副会長にお願いします。

（7番 坂本 成一 委員 退席）

副 会 長

それでは議案37号の案件、ご質問があればお願い致します。

（ありません。）

それでは、議案37号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

坂本会長 お入りください。

（7番 坂本 成一委員 着席）

坂本会長に報告致します。

挙手多数により承認されました。

7番 坂本 成一 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして、議案38号の案件、ご質問があればお願い致します。

（9番 安部 義浩委員より挙手あり。）

議 長

安部委員さんどうぞ。

9番 安部 義浩 委員

借受人の人は新規就農ですか。

事 務 局

そうです。

9番 安部 義浩 委員

分かりました。

議 長

他に質問ありませんか。

（ありません。）

それでは、議案38号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案39号の案件、ご質問があればお願い致します。  
(ありません)  
それでは、議案39号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

それでは日程8に入る前に休憩を入れます。

(15:10まで休憩)

それではただいまより再開します。

#### ■日程 第8「農業振興地域整備計画の変更について」

(別議案第40号～50号 11件)

議 長  
日程 第8 農業振興地域整備計画の変更について 11件あります。事務局より説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号1番 議案朗読説明。

議 長  
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(ありません)  
質問が無い様でございますので、この箇所番号2の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号2の除外について説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号2番 議案朗読説明。

議 長  
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(ありません)  
質問が無い様でございますので、この箇所番号2の案件、意見なしとして答申してよい

委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

箇所番号3と4の除外についてまとめて説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号3番、4番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。3番と4番について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号3と4の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

箇所番号5の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号5番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号5の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

箇所番号6と7は一緒の案件なのでまとめて説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号6番、7番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号5の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

箇所番号8の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 8 番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 8 番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号 8 番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号 9 の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 9 番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 9 番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号 9 番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号 10 については、4 番高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。

(4 番 高田 英委員 退席)

それでは、箇所番号 10 の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 10 番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 10 の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

箇所番号10については、意見無しとして答申することとなりました。

4番 高田 英 委員  
ありがとうございました。

議 長  
箇所番号11の除外について説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号11番 議案朗読説明。

議 長  
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

議 長  
江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員  
なんかすごく場所が悪い気がするんですけど、もっといいところなかったのかなと思って。手前の方は産業廃棄物みたいなものの置場だし、入り口も悪そうだし、なんか目立たないところだからもうちょっといい場所ないのかなと思って。

農 政 課  
窓口に申請に来た時にその辺は私も確認をしました。すぐ上にゴミ捨て場じゃないですけどそういう施設がありますので、他のもっと環境のいいところでやった方がいいんじゃないですかと打診もしたんですが、地権者との売買の契約で安く提供してくれるということでここがいいんだと、なんか資金面で選んだような感じですね。

8番 江藤 国子 委員  
あと、ここは道の駅みたいなのをやるんですね。なんか野菜が集まるのかなと思って。近くのかぐらちゃやとか見に行ってもあまり野菜が集まってないからせつかくここに作っても出荷してくれる農家の人がいるのかなと思って、そこがすごく気になる。

農 政 課  
そのあたりなんですけど、まあ道の駅と書いてあります。そこに、今高崎にあるNPO法人森の家という所があります。そちらにいる障がい者の方とかを6人ほど連れてきまして、あとは職員を入れて、野菜とか米とかそのあたりを、これも聞き取りなんですけど、庄内町の一般家庭から仕入れるということで、米、麦、野菜、果実、庄内の特産品などとなっております。

身体障がい者施設及び道の駅といいましても、そこで道の駅のような感じで障がい者の

方を働かせるといったような形でございます。なので身体障がい者の施設でもなく道の駅でもないような、ちょっとわかりにくいんですが、そういう施設で。

8番 江藤 国子 委員

まあただの直売所みたいな形ですかね。

農 政 課

そうなりますね、はい。

あとちょっと聞き取り調査をして、施設の奥に砂利敷きの広い場所があるんですけどそこは今後、今すぐは資金面でできないんですけど、花とか果実とかを植えて現地で販売したいと言っていました。

今現在高崎のNPO法人があるところでも一応農作業というか、椎茸やきくらげとかを作っているみたいです。

なのでちょっと私も、もうちょっとよく検討した方がいいんじゃないですかといったんですけど、熱意は非常にある方でとりあえず出して意見を伺うということで上げております。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

64ページの平面図を見ると今ちょっと言われた砂利敷きの部分が右側にあって、将来的に何かするのであればとりあえずここは分筆をして農地として残すべきだと思います。あと、進入路のところもちょっとうまくわかってないんですけど進入路と思われる部分も砂利敷き、砂利敷きと書かれてあって何も用途がないんですよ。その間に水路とかあってそれはどうなるのか何も分からないまま、ちょっとまだあやふやすぎてこのまま全部を農振外すという話にはならないのではないかと思います。

先ほど言われたような花を植えるのであれば砂利敷きにする必要が何であるのかという話ですよ。

なので計画を練り直すか分筆をなさいという意見を付けた方がいいと思います。

農 政 課

その分筆の件も、私の方から分筆した方がいいんじゃないですかと言ったんですけど、資金面のことを言われましてどうしようもないということで。それでこのままいくということ。

4番 高田 英 委員

この次が農地転用ということになるので農地転用ありきの計画がないと、何も用途がないまま外すという話にはならないと思います。

だから砂利敷き部分になにか具体的な計画が出来れば分筆の必要はないかもしれません。今このままでは分筆なさいとしか言いようがないと思いますね。

農地転用できないところをそのまま放置するかという話にはならないと思います。

議 長

いいですか。

他に意見ありませんか。

(ありません。)

今の意見をまとめて、意見有りということで判断していいでしょうか。

高田さん、江藤さんの意見がありましたけど、そういう意見を付して答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号11番の案件につきまして、先ほどの意見をまとめて意見有りとして答申致します。

## ■日程 第7 「その他」

議 長  
その他で何かありますか。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長  
高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

すみません62ページの今の農振の図の中に航空写真が付いているんですが、大塚石材の反対側のところ、ここ農地のままで多分許可取ってないという話を聞いたんですが取ってないですかね。

事 務 局  
記憶には無いですね。

4番 高田 英 委員

許可取ってなくてこういう産廃の置場にしているんで、保健所に産廃仮置き場の届け出もしてないんじゃないかなと思うんですが、ここ過去に指導か何かしたことあるんですか。なければ指導していくべきかと思いますが。昔からいる農業委員さん何か覚えてないですか。ご存知であれば。なんかある日突然できたような気がするんですけど。

議 長  
もうだいぶなるわな。

4番 高田 英 委員

まあ一回調べていただいて指導するべきだと思いますのでお願いします。

議 長  
他に無いようですので終了したいと思います。  
以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。  
審議、お疲れ様でした。